

プロジェクト 実務対応

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

項目 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 5 月 10 日に実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 29 年 7 月 10 日に締め切られた。本公開草案に対しては、253 通のコメントレターが寄せられた。
2. 本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案のうち、質問 5（その他）に関する対応案（論点番号(55)以降）である。

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 29 年 5 月 10 日公表）
- ・企業会計基準適用指針公開草案第 57 号（企業会計基準適用指針第 17 号の改正案）「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」（平成 29 年 5 月 10 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 5 月 10 日～平成 29 年 7 月 10 日

3. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
 また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問5： その他		
本公開草案に従って処理した場合の懸念事項		
55) 本公開草案に従って処理すると、投資家に不測の損害を生じさせる可能性がある。	<p>本公開草案の設例でも発行の3年後に一時に76,800千円の費用が計上され、その分利益が圧迫される結果となることが示されている。</p> <p>現実には起きうる事象について説明する。新興市場に上場した会社の時価総額が50億円で、利益が2億円（PER25倍）という、一般的にありうる例を設例とする。</p> <p>当該企業が発行済株式数に対して10%の権利確定条件付き有償新株予約権を発行したとする。行使価格は時価に設定され、行使価格総額は5億円（時価総額50億の10%）となる。業績条件が付された結果、新株予約権の公正価値は（本公開草案と同様）行使価格総額の4%であったとすると、2千万円となる。</p> <p>しかし、ストック・オプション会計基準においては、業績条件は評価に織り込まないため、なんら条件がついていない新株予約権として算定することとなる。</p> <p>新株予約権の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値（の現在価値）で決定されるところ、どのくらい株価が変動するか（株価が高まる可能性が高ければ、新株予約権の価値も高くなる）の統計数値である株価変動性（ボラティリティ）で決まる要素が大きい。上場後間もない企業（またはその類似上場会社）のボラティリティは高いことが多く、なんら条件がついていない新株予約権の価値は、株価に対して40～60%程度</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>となることが多い。(なお、この点において本公開草案の設例では、新株予約権の価値が約17%に設定されており、理解を過小に誤導するものである。)</p> <p>すると、設例の企業では、(2千万円分の有価証券を発行したにすぎないのに)業績条件が達成した途端に2億円~3億円(行使価格総額5億円の40~60%)の費用計上が一時に求められる結果となる。</p> <p>この新興上場企業は、キャッシュ・アウトを行ったわけでもなく、むしろ業績条件を達成したにもかかわらず業績が急落する結果となる。</p> <p>これまで有償新株予約権が受け入れられてきたのは、業績条件が達成され、(その大半が行使価格を時価以上に設定されているため)株価が上昇した時のみ権利行使がなされ希薄化が生じるものであることから、既存株主にとってもプラスの状況が想定されていたからである。</p> <p>しかしながら、本公開草案に従うと、業績条件が達成されると同時に業績が悪化したとして財務諸表が表示される。これにより株価の下落が生じれば、保有資産の価値が希薄化以上に下落するおそれがあり、投資家に不測の損害を生ぜしめる結果をもたらす。</p>	
<p>56) 本公開草案に従って処理する場合の業績条件に関する判断を明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合(=費用計上の結果として業績目標未達になる場合)には、その失効数の見積もりにおいてどのように考えるべきか、本実務対応報告において一定の説明を設けるべきである。例えば、公開草案における設例において、X4年3月期における営業利益10億円という業績条件達成が見込まれることにより、当該期において株式報酬費用が78,600千円計上されているが、ここでいう業績目標の達成の可否の判断は、株式報酬費用の計上を考慮して10.786億円の達成が見込まれているかをもって</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>判断すべきか否かを明らかにすべきである。</p> <p>なお、企業による業績条件の達成可能性に係る見積もりにより、株式報酬費用を早期に計上し、業績条件の判定年度における費用計上額を軽減することで、業績条件の達成が可能となる場合も想定される。このような場合には、企業は早期に費用計上を行う等、業績条件の達成可否に伴う失効数の見積もりによる業績条件の達成可否が恣意的に操作することが可能となってしまうことも考えられる。この点について、業績条件の見積もり方法について一定の指針を示す等、見積もりに関する恣意性の影響を軽減するための措置を検討する必要がある。</p> <p>業績条件が達成されることにより費用が計上され、業績条件が不達成となる矛盾が生じる。この場合、どのように会計処理すべきか解説を記載しなければ実務に多大な混乱をもたらす。</p> <p>また、法律上も権利行使可能となるのかならないのか、本公開草案を施行するのであれば法務省との調整を行う必要がある。</p>	
<p>57) 本公開草案に従って処理すると、既存株主や従業員等に損害を生じさせる可能性がある。</p>	<p>本公開草案に準拠して会計処理を行った場合、業績条件の達成が見込まれた場合に株式報酬費用が計上されることとなる。そして、当該株式報酬費用が計上されることにより、業績条件の目標未達になる場合が生じ得るものとする。これは、有償新株予約権を保有している従業員等の立場からは、本実務対応報告の適用により業績条件の難易度を事後的に引き上げるものである。</p> <p>上記のように、有償新株予約権の導入企業は投資制度としてこれを構築しており、対象者である従業員等は新株予約権に設定された業績目標と新株予約権への投資額(払込価額)を考慮のうえ、当該新株予約権に投資している。本実務対応報告の適用が強制されることで、結果的として新株予約権の契約条件が従業員等にとって不利なものに変更される</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>というのは、経済活動を行う上での安定性を欠くものであるとともに、予め設定されていた業績目標に向かって邁進していた従業員等の意欲を削ぐものと考ええる。</p> <p>また、従業員等が会社に対して支払った(投資した)金銭は、業績条件が達成されない場合には返金もされない。実務対応報告の適用により損失を被る従業員等を保護する目的で当該新株予約権を会社が有償取得する事例も今後生じるものかと考えるが、これは会社財産を従業員等に対して分配する行為にほかならず、既存株主の利益を侵害するものである。</p>	
開示制度に関するコメント		
<p>58) 有価証券報告書における役員報酬に関する開示について検討する必要がある。</p>	<p>有価証券報告書の作成にあたり、役員報酬に関する開示の必要性を検討する必要がある。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令二号様式記載上の注意(57)dにおいて役員等の報酬等の定義があるが、本公開草案の公表により、役員に対して付与された有償新株予約権は当該内閣府令における「報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益」に該当することとなるのかご教示いただきたい。</p> <p>この点、金融庁らは2010年3月31日『企業内容等の開示に関する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの結果等についてにおいて、ストック・オプションの費用計上額が最近事業年度に係る報酬等に該当する旨のコメントが示されている。</p> <p>有償新株予約権を導入してきた企業は、これまで有償新株予約権を「新株予約権を購入する取引」と理解していたため、当該規定による報酬開示が不要として取り扱っていたが、本公開草案の規定に従うことで仮に報酬として扱われることとなる場合には、本公開草案に従い多額の費用計上が求められることにより、既存の金銭報酬額と合わせて1億円以上に該当する者については個人名を含めた開示が必要となるため、有価証券報告書における</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>開示の必要性について明らかにされるべきである。</p> <p>本公開草案の設例のとおり会計処理が必要となった場合には、業績目標の達成年度において多額の株式報酬費用が一括で計上されてしまうこととなるため、本公開草案の適用により報酬額1億円の基準に該当する事例も多く生じる可能性もあるため、開示規則との整合性を確認・調整する必要があるものとする。</p> <p>有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「役員報酬等」の記載にも影響を与え得るが、金融商品取引法の取扱いについて調整ができていないか不明である。</p>	
59) 事業報告における役員報酬に関する開示について検討する必要がある。	<p>本公開草案が適用された場合、それ以降は権利確定条件付き有償新株予約権を職務執行の対価として交付されたものと整理することとなったときには、事業報告においても「職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要」に関する記載(会社法施行規則第123条)が必要となるものと理解している。</p> <p>これまで有償新株予約権を付与している企業の多くは、権利確定条件付き有償新株予約権を職務執行の対価ではないものとして整理していたため、事業報告における「職務執行として交付されていた新株予約権等の状況」には「該当事項はありません」と記載し、有償新株予約権については「その他新株予約権等の状況」欄に記載している事例が散見される。この点、本実務対応報告の公表により、今後は事業報告における記載箇所も変更を要するものと考えられるため、必要に応じて関係する諸規則との整合性を整理する必要があるものとする。</p>	
60) 適用初年度において、遡及適用する場合の取扱いを明確にすべきである。	<p>本公開草案が適用され遡及修正する場合、上場企業においては、金融商品取引法において定められた継続開示書類である有価証券報告書や四半期報告書等、及び金融商品取引所より提出を要請されている決算短信や四半期決算短信等についても過年度修正の発生が見込まれること等、本公開草案が適用されることで多大な影響を及ぼすことが見込まれ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	る。	
IFRSに関するコメント		
<p>61) IFRS との差異を生じさせる処理が定められていることを懸念する。</p>	<p>1. そもそも IFRS へのコンバージェンスの方向性が前提であると考え、勤務条件の取扱次第では、勤務条件のない(黙示的にも勤務を求めている)有償新株予約権や、業績条件を超えてまで勤務条件がない有償新株予約権を発行した場合、</p> <p>①IFRS 適用会社では単体の日本基準で費用計上、連結 IFRS では費用計上とならない、</p> <p>②IFRS 適用を検討している企業にとっては、日本基準でいる間は費用計上となるが IFRS 適用となると費用計上とならない、</p> <p>という形で、GAAP 差異が確実に生じ、混乱が生じることになる。</p> <p>2. この GAAP 差異を、あえて広げる論理的な根拠が示されていない。</p> <p>本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として整理しているが、これは国際会計基準との大きなかい離を残すことになる。</p> <p>今回の公開草案では、業績条件はあるが勤務条件が付されていない有償新株予約権も「報酬」としてとらえて、ストック・オプション会計基準の適用対象とされております。一方、IFRS では業績条件の要件として、明示的または黙示的な勤務条件を要求しているため、勤務条件がないストック・オプションについては、業績達成確度を評価に織り込むことで、事実上費用計上がありません。この結果、日本基準と IFRS との間で差異が生じてしまい、コンバージェンスの流れから外れてしまうのではないかと懸念しております。</p> <p>国際財務報告基準(IFRS)において、有償新株予約権を報酬として認識し費用計上する場合があるが、それは、権利確定条件として勤務条件がある場合に限定されている。本公開草案は、勤務条件がなくとも業績条件が付されている有償新株予約権は、全て報酬として取り扱う整理としており、ここに会計基準間の GAAP 差が生じることとなる。IFRS 導入</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>企業に対する聞き取り調査の結果としても、有償新株予約権を購入した従業員等が会社を退職した後も（退職を理由に新株予約権を没収することなく）投資家として新株予約権を保有し続けてもらえるようにすることで、有償新株予約権の付与が報酬取引でないことを立証されている旨を聞いている。当連盟の会員にも、会計基準としてIFRSを適用している企業が複数おり、今後もIFRS導入企業が増えることが想定される中で、会計基準間の差異は可能な限り少なく抑えるべきであり、わが国の会計基準においても勤務条件が付されていない有償新株予約権は「労働や業務執行等のサービスの対価でないことを立証できる場合」の一例として、報酬取引とは異なる性質であると整理することが整合的である。</p>	
新株予約権の評価に関するコメント		
<p>62) 公正価値評価について、透明性を確保すべきである。</p>	<p>有利発行条件の判断のために行われている有償の権利確定条件付新株予約権の公正価値評価については、算定人独自の仮定・価格算定モデルを使用し、「ブラックボックス」となっており、評価の透明性が確保されておりません。</p> <p>これらの権利確定付有償新株予約権には、利益上昇等の業績基準が付されています。このような条件が、公正価値を計算する価格算定モデル（株価との相関・利益のランダムウォークの仮定など）にどのように組み込まれているか、まったくもって不透明であり、公正価値の検証可能性そのものが確保されておりません。価格算定モデルが不透明であることは、会計監査にも影響を与えるものと思われます。</p> <p>したがって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 算定人の公正価値評価自体の透明性を確保すること。 ② 有利発行条件で規定する公正価値・算定人の計算結果の公正価値、そして会計基準上定める公正価値との整合性を確保する。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	上記2点の必要性が喫緊であると考えます。	
63) 公正な評価単価と払込金額における単価の関係を明確にすべきである。	<p>(コメント62)に記載の、「① 算定人の公正価値評価自体の透明性を確保すること。② 有利発行条件で規定する公正価値・算定人の計算結果の公正価値、そして会計基準上定める公正価値との整合性を確保する。」という点を踏まえたコメント)</p> <p>公開草案第5項(3)の「公正な評価額から払込額を差し引いた金額」を費用計上するという表現について、(公正な評価単価 - 払込金額相当の評価単価) × (見積りストック・オプション数) という形で単価と数量の関係を明記する必要があると思います。払込金額 = 予約権単価 × 付与数 ÷ 公正な評価単価 × 見積りストック・オプション数の関係にあり、これまで、有利発行条件の評価においては、前者の予約権単価のみ開示されていたものが、公正価値評価における公正な評価単価と見積りストック・オプション数の関係を明らかにすることによって、評価の不透明な問題は幾分軽減されると思います。</p>	
64) 公正価値評価については、必ずしも会計基準において定める事項ではない。	仮に本会計基準の制定の趣旨が、有償新株予約権の第三者評価機関による公正価値評価が実態の公正価値評価と比較して乖離している可能性を問題としているのであれば、有償新株予約権の公正価値評価に関するガイドライン等において制定すべき事項であり、必ずしも会計基準において定める事項ではないものとする。	
65) ストック・オプション会計基準における公正な評価額及び公正な評価単価を確認したい。	二項モデル、モンテ=カルロ・シミュレーション等、実務において広く受け入れられている株式オプション評価モデルを用いて計算した結果、業績条件を加味した新株予約権1個あたりの価値が100円と算定され、業績条件がないと仮定した場合の新株予約権1個あたりの価値が200円と算定された場合、貴委員会は、いくらの額を当該新株予約権の時価、公正な評価単価、公正な評価額として考えているのか、見解を明らかにされたい。なお、業績条件を加味した新株予約権1個あたりの価値は、株式オプション評価モデルによる1万回試行を行って算定したため、期待値の算出による価格評価は行ったが、将来の失効数	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>について、合理的な見積りは困難であったとする。また、新株予約権は1個のみ発行されたものとする。</p>	
<p>会社法や税務に関するコメント</p>		
<p>66) 会社法や税務に関する取扱いを考慮すべきである。</p>	<p>公正価値での取引であることから、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、税務についても、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではない判断となっており、ともに報酬ではない取扱いである。</p> <p>監査役監査実施要領や、税務の取扱い等、既に定着した実務と異なる内容の提案となっており、実務が相当混乱することが予想されるため、論点整理が必要と考える。</p> <p>第22回基準諮問会議の議事録に記載されている、「会社法との関係の整理」や「基準開発の際に、会社法上の論点についても把握する。」との対応が、これまで一切なされていない。</p> <p>従って、これらの論点がまだ残ったままでの見切り発車となってしまっており、ASBJが有言不実行でいいのか、問題があると考えます。</p> <p>本公開草案に従うと、対価の払込が曖昧な部分についても新株予約権が認識され、権利行使によりそれらが資本金に計上されることとなるが、このような処理は、資本充実の原則に反するのではないかとと思われる。</p> <p>新株予約権の引受人が従業員等(※1)であるか否かにかかわらず、会社法上の「報酬等」の定義と異なるものを、「報酬」に含めている疑義があるため意見を留保する。</p> <p>[理由]</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>会社法上の「報酬等」とは、報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい(会社法第361条参照)、職務執行の対価であること及び財産上の利益であることが要件となっている(※2)。会計上も、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいい、その「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものと規定されている(ストック・オプション会計基準第2項(2)・(4))。</p> <p>これに対し、本公開草案では、「従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権(本実務対応報告第2項参照)を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、」対価性のないことを立証できた場合を除き、「ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当する」旨規定されている(本公開草案第4項)。</p> <p>※1 従業員等とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びに之に準ずる者をいう(ストック・オプション会計基準第2項(3))。</p> <p>※2 なお、会社法上は従業員の給与等について特段の定義はないが、本意見書においては、役員の報酬等と同様に、役務提供の対価として受ける財産上の利益をいうことを前提としている。</p> <p>本公開草案では上記のとおり会社側に対価性のないことの立証の負担が課されているが、立証の具体例が示されておらず、また、設例も限定的であるため、会社法上の「報酬等」と会計上の「報酬」の取扱いの異同につき整理や手当て等する機会がないまま、会社法上「報酬等」にあたらぬもの、すなわち「企業が従業員等から受けた労働や業務執行</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>等のサービスの対価として給付されるもの以外の給付」についても会計上「報酬」に該当するものとして費用計上されるのではないかとの疑義がある。</p> <p>したがって、本意見書では同意不同意の意見を留保する。</p>	
	<p>本公開草案は、会社法上の「報酬等」の定義に該当しないものを、会計上の「報酬」として含めることを提案するものであるか明確に示されたい。</p>	
	<p>ストック・オプション会計基準は、会社法の施行日(平成18年5月1日)と同日に適用されている。これは、ストック・オプション会計基準で計上される報酬費用と会社法上の報酬とが整合するように会社法規定が制定されたことによる。</p> <p>公開草案が確定し適用されると、従来の会社法上の役員報酬決議の範囲が変更されるか否かの議論が生じるが、今回の公開草案は、会社法に与える影響について協議されているかどうか不明である。仮に公開草案による報酬費用の拡大に併せて、会社法上の役員報酬決議の範囲が広がるのであれば、過年度の役員報酬決議を訂正する必要があると考えられるが、そうである場合の実務上の対応が不明である(適用日以後に臨時株主総会で過去の役員報酬について再決議すべきか否か等)。</p>	
	<p>有償ストック・オプションの場合、税務上、給与等課税事由が生じないものと整理されている(国税速報第6431号29頁)が、本公開草案は、税務上の処理とは異なり、有償ストック・オプションについては、給与等が生じたものとして、会社に費用計上を求めることとしているとの理解でよいか説明されたい。</p>	
	<p>法制審議会のインセンティブ制度全般の見直しの議論に先行して、有償新株予約権のみを実務対応報告で規制することで、将来、法制審議会の議論に進展があった際に、今回の実務対応報告の内容により何らかのコンフリクトを発生させてしまう可能性をどう考えるのか、説明を求める。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>本公開草案の開発は一時中断し、会社法の議論との整合性を図ってから改めて開発するほうが、会計制度の安定に寄与するものとする。</p>	
<p>67) 遡及適用する場合、資本金の額を訂正する必要があるため、当該事項について調整すべきである。</p>	<p>公表日以後、適用(遡及適用)することが原則であるが、遡及適用すると過去に発行された「権利確定条件付き有償新株予約権」について、過年度の財務諸表が修正され、追加費用が計上され同額の新株予約権が計上されることになる。当該新株予約権が過年度に権利行使されている場合、過年度修正による新株予約権の追加計上額が、資本金の増額となるが、この資本金増加は権利行使された時点のものであり、過去の資本金増加の額が訂正されることになる。そのため、登記事項である資本金の額を訂正せざるを得ないが、これを前提にした登記手続きが不明であり、法務省との調整が必要になると思われるが、本公開草案は、この点の調整がなされておらず実務上の問題が残る。</p>	
<p>68) オプション評価モデルによる新株予約権の評価額を会社法上の時価と認めないとするを提案しているとの理解でよいか。</p>	<p>本公開草案第25項においては、「企業からの給付、すなわち、付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、付与日の公正な評価単価(権利確定条件を考慮しないもの)に、権利確定日の権利が確定した権利確定条件付き有償新株予約権数を乗じた額として算定される。」と規定している。これを前提とすると、業績条件を含む権利確定条件の全てが達成された場合の発行済新株予約権の公正な評価額は、権利確定条件を考慮しない単価に、発行済新株予約権の個数を乗じた額になる。そのため、業績条件を組み入れてオプション価値を評価するモデルにより算出された時価と、本公開草案による新株予約権の公正な評価額との間には、乖離が生じることになる。以上を前提にすると、貴委員会は、本公開草案により、権利確定条件(業績条件)を評価要素に組み込んだオプション評価モデルによる新株予約権の評価額を時価と認めない(又は会社法上の公正価値と認めない。)とすることを提案しているとも理解できるが、かかる理解でよいか。</p>	
<p>69) 権利確定条件付</p>	<p>業績条件を評価項目に組み入れる株式オプション評価モデルを用いて算定された新株</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>き有償新株予約権を付与する取引については、会社法上の「報酬等」の概念と整合的な整理がなされないとの理解でよいか。</p>	<p>予約権(いわゆる有償ストック・オプション)の時価相当額を払込金額とする場合の新株予約権は、会社法上、対価性がないと整理されている。</p> <p>この点、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の算定技法(ストック・オプション会計基準第48項参照)において、時価がX円と見積もられ、当該時価X円にて新株予約権が引き受けられたケースにおいては、当該株式オプション価格算定モデルの評価要素に業績条件が含まれていた場合であっても、従業員等に対する当該新株予約権の発行は、役務の提供や職務執行の対価として発行されたものではないと整理するのが、会社法上の「報酬等」の概念と整合的であるが、このような整合的な整理はなされないとの理解でよいか。</p> <p>なお、現在の有償新株予約権の実務は、業績条件を加味した評価額であっても、モンテ＝カルロ方式などの合理的な株式オプション評価モデルに従い算出された評価額を時価として取り扱っており、かかる取扱いは、大手監査法人をはじめ、会計監査人にこれまで受け入れられてきた処理である。この取扱いを変更し、今後、業績条件を組み込む株式オプション評価モデルは、有利発行決議や報酬決議等の要否を決定するための公正価値の算出方法においても利用できないと整理するのであれば、その理由を説明されたい。</p>	
基準開発プロセスに関するコメント		
<p>70) 本公開草案を開発することとなった背景を説明すべきである。</p>	<p>一般的に、実務対応報告の位置付けとしては、会計処理の取扱いが定まらないケースにおいて実務上の取扱いを定めるものと聞いているが、有償新株予約権の会計処理においては、これまで10年近くの間導入企業の殆どが報酬ではなく資本取引と判断し、複合金融商品としての会計処理を行うことが適切とされていた。実務上の取り扱いに(注記の方法を除いて)実務上のばらつきが無かったにも関わらず、なぜ今になって本件のような見直し草案がでてきたのか、現状の文案ではその背景に関する説明が不十分である。金融商</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>品として会計処理を行われてきた理由や経緯を正しく説明し、今回ストック・オプションとして会計処理を行うこととなった理由について十分に説明すべきである。</p> <p>基準諮問会議で会計処理のばらつきは少ないとされ、本公開草案の経緯にも「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」との記載があるが、当時、既に権利確定条件付き有償新株予約権の導入には相当な数の事例が存在し、実際に費用計上をしている事例は有価証券報告書を調べる限り全くない。当社も含め会計処理の取扱いも非常に明確であった。それにも関わらず、上記のような記載で取り上げたとする経緯について、非常に違和感を覚える。</p> <p>実際の会計処理には、ばらつきがなかったにも関わらず、取り上げた経緯についての詳細な説明を求める。</p> <p>有償新株予約権についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で、本公開草案は結論ありきの独自の解釈を示すものであり却って実務に混乱を生じさせるものとなっている。定着した実務があるなかで、平成26年12月1日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)の適用対象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明され、新規テーマとして検討されることになったことは理解に苦しむところである。</p> <p>これだけ多くの混乱を招くものであるにもかかわらず、これまで実務上統一的な会計処理がなされていた同種の新株予約権の取扱いを変更する実益がなんら示されていない。</p> <p>本公開草案第11項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「必ずしも明確ではなかった」としているが、導入企業の発行目的と複合金融商品 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>適用指針の処理が明らかに合致しており、ASBJ でテーマアップがなされるまで数百の事例が存在し、有価証券報告書での確認および当方が調査した限り、一社も費用処理を実施していなかったため、「必ずしも明確ではなかった」ではなく、『明確』に費用処理をしてなかったのであり、この記載はミスリーディングな内容となっている。</p> <p>そして、明確であったので、ASBJ で取り上げる理由は、そもそもなかったと考える。</p> <p>2. 株式報酬費用としての会計処理を一社も採用していないこと、また、監査法人も適正意見を表明していることを考えると、日本の会計基準の前提の細則主義の日本の会計基準の前提の中で、複合金融商品適用指針における会計処理が、会社の発行目的にも実態にも合致しており、明確であった。</p> <p>3. 「必ずしも明確ではなかった」として、取り上げた経緯としているが、そもそも取り上げる時点でどのような調査がなされ、「必ずしも明確ではなかった」と判断することになった理由を示すべきである。</p> <p>ちなみに、もし「報酬」として会計処理をしている会社があるとするれば、有価証券報告書でわかるはずなので、その会社名を提示すべきである。</p> <p>4. 更に、3 について、そもそも ASBJ がテーマを取り上げる際の定義・基準があるはずだが、どの理由で取り上げたのか明確にすべきである。</p>	
71) 審議に偏りがある。	<p>本件、監査人からテーマアップがされているが、そもそも有償新株予約権は大手監査法人を含め、すべての監査法人でテーマアップされるまで数年に渡って約 200 社の上場会社の事例で、複合金融商品適用指針での会計処理を認めてきたにも関わらず、某監査法人がそれまでの処理を覆す判断をし(本件、それまで数十社の上場会社について数年に渡って認めてきたことを突然覆し、監査対象のクライアント企業に混乱を与えている件については、ASBJ の議論とは別だが、某監査法人のガバナンスとコンプライアンスの問題である</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>と考える)、導入企業および導入を検討した企業から聞き及んでいるが、某監査法人は2014年5月に、当初は「勤務条件と業績条件のある場合」には費用処理だと言いだしたにも関わらず、その後「勤務条件のない発行」に際し、勤務条件があろうとなかろうと費用計上だとの主張に展開してきたが、『なぜか』本公開草案の内容は、まさに某監査法人の最終的な主張そのものとなっている。IFRS との GAAP 差異を発生させる内容になっているにも関わらずである。</p> <p>委員長、副委員長が某監査法人のご出身であるのだが、この点について、しっかりと議論がなされてきたのか、小職も傍聴できる実務対応専門委員会などに参加し、委員からの様々な発言があったにも関わらず、特に会社法との関係については、ほとんど議論されていないなどの状況に、ASBJ がその判断が相当数の企業に影響することを認識し、しっかり議論機能しているのかという点に、残念ながら疑問を感じる。</p>	
その他のコメント		
72) 本公開草案が新興成長企業の成長支援に悪影響を及ぼすものと懸念している。	未上場企業、ベンチャー企業等の資本政策の柔軟性を奪うことにつながり、新興成長企業の成長支援に悪影響を及ぼすものと懸念している。	
73) 本公開草案の最終化については、日本の資本市場において想定される影響をより慎重に検討すべ	経営陣の報酬が世界水準と比較して低いと言われている日本において、既に多くの日本の上場企業において有償新株予約権制度が普及していることは、経営陣を含む役職員のアップサイドインセンティブと長期的な株主利益の双方が一致する点がコーポレート・ガバナンスの観点からも高く評価されている状況にあるものと考えられる(今後は企業における有償新株予約権付与制度導入前後の株式価値成長率の比較等により実際の導入効果を	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
きである。	<p>検証することも重要と考える)。また、多くの日本の上場企業において普及している有償新株予約権制度の会計処理を変更することは、日本の資本市場において一定程度の混乱を与えることも想定されることから、本会計基準の制定には日本の資本市場において想定される影響をより慎重に検討すべきと考える。</p>	
74) 企業にとって、インセンティブ制度の選択肢を喪失することは望ましくない。	<p>本公開草案の適用により、有償新株予約権が会計上の報酬として位置づけられるため、損益計算への悪影響を嫌気する企業は発行の動機が薄まることとなる。企業にとっての有力なインセンティブ制度の選択肢を喪失することは望ましくないと思われ、この観点からも本公開草案の提案が再考されることを期待したい。</p>	